

令和2年度 SNS を活用した FIT 向け情報発信事業仕様書

1 目的

日本を訪れる外国人旅行者の消費額が4兆円を超えるなか、インバウンド需要を取り込むことは、地域経済の活性化につながるものとする。

このような訪日旅行の傾向として、特に顕著となっているのが個人旅行者（FIT）の増加である。個人旅行者（FIT）は、Facebook や Instagram 等の SNS で情報を収集し旅行先を決定する傾向にあり、旅先の情報を SNS で投稿することも多く、三重県の旅行情報の拡散も大いに期待できる。

当該業務は個人旅行者（FIT）層に対して、三重県の観光資源の魅力を発信し、もって認知度を向上させ誘客促進を図るため、8種7言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語、フランス語、ドイツ語、スペイン語）の Facebook、微博および3言語（英語、中国語（繁体字）、タイ語）の Instagram の運営を実施するものである。

また、新たな三重県ファンの獲得と既存の三重県ファンとの関係構築に加え、県内事業者との連携協力を図り、質の高い「#visitmie」のついた投稿が継続的になされるようキャンペーンを実施する。

2 業務内容

(1) SNS による情報発信業務

- ①外国人を対象に記事を作成し、三重県が開設している以下の8種7言語の Facebook、微博および3言語の Instagram の公式アカウントから、外国語で情報発信を行うこと。
 - ・ Facebook アカウント
 - 英語 「Travel Mie Japan」
 - 中国語（繁体字）「日本三重 旅行情報中心」
 - 韓国語 「일본여행 미에로(三重路)」
 - タイ語 「เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน」
 - フランス語 「Voyage Mie Japon」
 - ドイツ語 「Reise mie japan」
 - スペイン語 「Viajes Mie Japón」
 - ・ 微博アカウント
 - 中国語（簡体字）「乐游日本」
 - ・ Instagram
 - 英語 「visitmie」
 - 中国語（繁体字）「visitmie_tw」
 - タイ語 「visitmie_th」
- ②Facebook の記事には、グーグルマップなどアクセス情報を必ず載せること。
- ③7言語の記事やコメントについて、ネイティブスピーカーが自然に意味を解せるものとする。
- ④投稿には、必ず「#visitmie」をつけることに加え、三重県の観光情報を効果的なハッシュタグをつけて発信すること。
- ⑤投稿にあたっては Facebook、微博および Instagram は同一の情報発信を行うのではなく、それぞれの SNS の特性にあわせた内容とすること。
- ⑥各ターゲット市場の訪日動機や嗜好、旅行シーズン等を考慮し、県と協議のうえで

記事の内容や投稿時期等を決定すること。

⑦各 SNS は最低週 1 回以上投稿すること。

⑧コメントやメッセージにこまめに回答すること。

特に、観光情報に関する質問があった場合には最長 3 日以内に返答すること。

⑨書き込みに対するネガティブチェックを毎週実施し、ネガティブな書き込みのチェックの他攻撃的内容が急増した場合、特定国からの書き込みを停止するなど適切な緊急対応措置を実施すること。

⑩県内観光施設等から、取材などにより適切に情報を収集し、即時性のある情報発信を行うこと。

⑪Instagram のストーリー機能を用いて、最低週 1 回は県内で撮影した写真や動画または「#visitmie」のついた投稿の中から優れた投稿をシェアすること。

⑫年度末に次年度 4 月分の投稿を準備し、配信できる状態とすること。

⑬記事に掲載する写真や動画について、掲載予定施設等から掲載許可を取得すること。宿泊施設や飲食店など民間の営利施設等の写真等採用にあたっては、個人旅行者 (FIT) の目線を意識し、単に施設側の意向等で主観的に決定することのないよう留意すること。

⑭記事の写真等については、今後、三重県が観光振興に資する目的で作成する PR ツールに無償で掲載する場合があるため、掲載施設等への許可申請及び写真入手の際には、これを前提に許可を得ておくこと。

⑮委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

⑯Facebook と Instagram の「フォロワー」や「いいね」、「シェア」を増加させるため、有効な広告手法を県に提案し、必要があれば広告宣伝を展開するための枠を購入し、広告を実施すること。

⑰広告宣伝において、必要に応じてクリエイティブ等を作成すること。また、クリエイティブ等のテーマや内容、デザインに関しては、訴求力が高く、三重県への訪問意欲を増進させる内容とすること。

⑱クリエイティブデザイン、広告表現及び媒体については県と協議の上、決定すること。

(2) キャンペーン実施業務

①三重県内で撮影した写真や動画を国内外からの旅行者自身が、公式アカウントをフォローの上「#visitmie」をつけて Instagram に投稿する参加型キャンペーンを実施すること。

②応募受付は 3 か月ごとに締め切り、優秀作品 1 点（選考）、協賛賞数点（協賛施設等を撮影した作品を中心に選定）を贈呈すること。

③投稿者の国籍は問わず、国内外からの投稿を可とすること。

④投稿者数および投稿数の目標値を設定すること。

⑤期間は通年とすること。

⑥三重県の Instagram アカウント（「visitmie」、「visitmie_tw」、「visitmie_th」）、Facebook アカウント（「Travel Mie Japan」、「日本三重 旅行情報中心」、「일본여행미에로(三重路)」、「Reise mie japan」、「เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน」、「Voyage Mie Japon」、「Viajes Mie Japón」）、微博アカウント「乐游日本」を活用できることとする。

⑦以下に示す Web サイトを改築し、本事業のキャンペーン用 Web サイトとして活用する

こと。

<https://visitmie.jp/ja/>

- ⑧キャンペーン用 Web サイトに自身の Instagram アカウントや各種 SNS を通して三重県の観光情報を発信する三重県公式観光 PR サポーターの募集案内やサポーターが投稿した内容について掲載すること。
 - ⑨県内の事業者など県全体で一丸となってインバウンド事業を展開できるような機運の醸成を図ること。
 - ⑩日本及び海外の企業・団体等の協賛（協賛金、キャンペーン賞品等）の獲得について、可能な限り調整を行うこと。なお、協賛に相応する該当企業・団体等の露出を本事業内で行うことについては、これを妨げないこととし、詳細は事業実施時に協議のうえ決定すること。
 - ⑪協賛者や受賞者と連絡をとり、すみやかに賞品の発送を行うこと。
 - ⑫キャンペーンへの参加を促すため、有効な広告手法を県に提案し、必要があれば広告宣伝を展開するための枠を購入し、広告を実施すること。
 - ⑬広告宣伝において、必要に応じてクリエイティブ等を作成すること。また、クリエイティブ等のテーマや内容、デザインに関しては、訴求力が高く、キャンペーンへの参加を促す内容とすること。
 - ⑭キャンペーンの展開にあたって、インフルエンサーやカメラマン等による取材を行う等して、季節ごとの三重県の魅力発信につながるよう取り組むこと。また、今後の三重県の観光プロモーションにも利用可能な素材として収集すること。
 - ⑮クリエイティブデザイン、広告表現及び媒体については県と協議の上、決定すること。
- (3) その他共通事項
- ①効果的な事業実施につなげるため、本事業による情報発信や広告等に対する反応について、分析に必要なデータを随時提供すること。
 - ②留学生や ALT など、県内に居住する外国人を積極的に活用するなどし、外国人目線での発信に努めること。
 - ③JNTO 等の他の機関や、発信力のあるカメラマンやインフルエンサー、三重県公式観光 PR サポーター等を巻き込み、「#visitmie」による三重県の観光情報に関する投稿の拡散を図ること。
 - ④上記以外でも本事業の効果を促進するための取り組みについては積極的に提案・実施すること。

3 契約上限額 8,341,740円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ①当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ①三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- ②三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

(1) 委託業務名

令和2年度 SNS を活用した FIT 向け情報発信事業

(2) 委託期間

契約の日から令和3年3月31日（水）16時まで

(3) 成果品

- ①委託業務の実施内容及び効果検証、今後の効果的な情報発信に向けた提案を記載した「委託業務報告書」（原則としてA4版・両面印刷）1部（提出時期：委託業務完了時）
- ②委託業務において生じた成果物各1部（提出時期：随時）
- ③写真等業務の履行状況が確認できるもの1部
- ④必要があれば実施内容の説明資料1部

(4) 成果品の提出期限

令和3年3月31日（水）17時まで

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和2年度 SNS を活用した FIT 向け情報発信事業企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

(1) 発信力の優位性（比重配点×2）

- ①提案された SNS の原稿案や情報発信内容、観光情報収集手法が、外国人 FIT 観光客の誘致促進に対し優れた提案であるか。
- ②外国人個人旅行者への効果的な情報発信が可能か。
- ③提案されたクリエイティブ等のデザインが外国人 FIT 観光客に対し、三重県の魅力を PR するために効果的なデザインか。
- ④SNS における「フォロワー」や「いいね」、「シェア」を増加させるために有効な広告媒体、および広告手段が提案されているか。

(2) 投稿内容の正確性（比重配点×2）

- ①正確に情報発信が行われ、各言語の表現がネイティブにとって違和感のない投稿ができる体制が提案されているか。
- ②コメントやメッセージに対し、的確な回答ができるか。

(3) 企画の優位性（比重配点×2）

- ①投稿者および投稿を多数確保することができるか。
- ②質の高い投稿を確保することができるか。
- ③キャンペーンへの外国人の参加を促す仕組みが考えられているか。
- ④SNS フォロワー数の増加に寄与する仕組みとなっているか。
- ⑤地域一丸となったインバウンドへの取り組み機運の醸成につながるか。
- ⑥その他積極的な提案があるか。

(4) 実現可能性

- ①経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。

- ②実施スケジュールは具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。
- ③提案された類似業務の受託実績が本委託業務を安定的に遂行できるものであると認められるか。

(5) 経済合理性

- ①見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ②費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

- ・ 企画提案書の提出期限は、令和2年4月14日(火) 17時まで(提出先：三重県雇用経済部観光局海外誘客課)とする。メール可。郵送の場合は必着のこと。
- ・ 提出された企画提案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。(令和2年4月17日(金) 14時：三重県津市広明町13番地 8階雇用経済部会議室)。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。
※ 提案者が多数の場合の書類審査の結果およびヒアリングの実施日時については、提案したすべての者に令和2年4月15日(水) 19時までにメールにて連絡する。
- ・ 上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・ 随意契約は、見積書の提出により行う。

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書

①様式、部数

様式は日本工業規格のA4判(15頁以内)、長辺とし

電子メールによる提出可、印刷物を郵送する場合は、8部提出すること

②内容

【SNSによる情報発信】

- ・ 本委託業務の実施計画
(提案コンセプト、年間の投稿スケジュール、各回の投稿までの実施手順)
- ・ SNSによる情報発信の概要(記事内容、ハッシュタグ等)
- ・ 各市場の外国人FIT観光客の特性に応じた効果的な情報発信内容の工夫
- ・ 効果的な情報発信を行うための観光情報収集方法
- ・ 情報発信の原稿案(日本語テキスト)
- ・ フォローやいいね！を増やすための施策(ハッシュタグの内容等)
- ・ 外国語での投稿記事及びメッセージを作成する方法及び体制
- ・ 「フォロー」や「いいね」、「シェア」を増加させるための広告媒体および広告手段
- ・ クリエイティブ等のデザイン案

【キャンペーン】

- ・ キャンペーンの周知方法
- ・ 投稿者及び投稿数の目標と、達成するための工夫
- ・ 質の高い投稿を確保するための工夫
- ・ 外国人のキャンペーン参加を促すための工夫
- ・ 三重県への外国人旅行者の増加につなげるための工夫
- ・ キャンペーン参加を促すための広告媒体および広告手段

- ・キャンペーン HP とクリエイティブのデザイン案
- ・地域一丸となってインバウンドに取り組む機運を醸成する仕掛け
- ・協賛獲得についての考え方

【その他】

- ・本委託業務と類似業務の受託実績とその成果
- ・経費の抑制対策
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載のこと。

(2) 企画提案書

(3) 費用内訳書（「消費税込み」か「外税」かを表記のこと）

(4) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

(5) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」いずれか1つの写し

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用経済部海外誘客課において行います。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

11 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

- 1 2 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- 1 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
① 断固として不当介入を拒否すること。
② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
③ 発注所属に報告すること。
④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 1 5 その他
(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
(2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
(3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
(4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。
- 1 6 連絡先
〒 5 1 4 - 8 5 7 0 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県雇用経済部観光局海外誘客課 向出
TEL : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 4 7
FAX : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 0 1
E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp